LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻 (LEC 会計大学院) これまでの認証評価における指摘事項と改善状況

経営系専門職大学院認証評価(財団法人大学基準協会) 2009 (平成 21) 年度受審

	町(財団法人大字基準協会) 2009(平成 21)年度安番
勧告事項	対応状況
①教員の年齢構成	2005(平成 17)年の大学院開設当初に実績ある著名な教員
	を多数招聘したことから、専任教員の年齢構成が高齢に偏
	り、教育・研究活動の継続性に懸念が生じているとの指摘に
	対し、専任教員構成の大幅な見直しに着手し、継続的に再編
	を進めて参りました。
	2017 (平成 29) 年 5 月 1 日時点で、専任教員 13 名の平均年
	齢は 50.5 歳(内訳は 60 歳代 4 名、50 歳代 3 名、40 歳代 2
	名、30 歳代4名) となっています。
②定員管理	大学院開設から 2009(平成 21)年度まで 5 年間の入学定員
	充足率が平均 0.5 未満に低迷し、経年的に学生が減少してい
	るという指摘に対し、2009(平成 21)年度中に研究科委員
	会(教授会)のもとに学生募集強化委員会を立ち上げ、翌年
	度より新たに租税法分野の修士論文指導を開始、税理士志望
	者を主眼とした特別入試を実施するなどの対策を講じまし
	た。
	その結果、2010(平成 22)年度以降 7 年間の入学者数平均
	は 59.6 名、入学定員充足率平均は 0.99、収容定員充足率平
	均は1.11と、継続して一定の入学者数を維持しています。
③研究環境の整備	専任教員の研究室として、教員相互の交流を重視した共同研
	究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した形
	式の研究室を新たに設置するなど一定の対策を講じていま
	す。
④図書の整備	会計専門職業人の育成を図るという観点から、図書館の蔵書
	が質・量ともに不十分であるという指摘に対し、翌年度より
	図書館委員会による蔵書選定・購入等の体制を整備し、2010
	(平成 22)年度からの論文指導の拡充に合わせた定期購読誌
	の充実、教員・学生のリクエストや教員アンケート等による
	蔵書の充実を図っています。
	2017 (平成 29) 年 5 月 1 日時点の状況は、蔵書数 28,376 冊、
	定期購読誌 31 種です。
⑤法令等の遵守	株式会社立大学である本学は、構造改革特区制度によって設
(自治体との協定)	置されています。この構造改革特区の認定自治体(千代田区)
	と学校設置会社の協定に定める会計監査の実施方法につい
	て、自治体と協議中であったことに伴う指摘でした。

翌年度 2010 (平成 22) 年度決算分以降は毎年、協定書の定めに従い監査法人による監査を実施しています。

大学機関別認証評価(独立行政法人大学評価・学位授与機構)2010(平成22)年度受審

満たしていないとされた基準	対応状況
①教員及び教育支援者	前年 2009 (平成 21) 年度の認証評価結果を受けて、本学は
(必修科目を担当する専	専任教員構成を大幅に見直しました。しかしながら、学事ス
任教員の不足)	ケジュール上、評価結果の判明時点で翌 2010(平成 22)年
	度の科目担当者はほぼ決定しており、学生への不利益を避け
	るため、2010(平成 22)年度は当初の予定通りに、退任し
	た専任教員が兼任教員(特任教授)として主要科目を担当す
	ることとしました。このため、必修科目9科目のうち8科目
	を専任の教授・准教授以外が担当する状態になっていたこと
	に対する指摘です。以上のように組織再編に伴う一時的なも
	のであったため、翌年度以降は解消されています。
	2017 (平成 29) 年 5 月 1 日時点で、全コース共通の必修科
	目 10 科目のうち 6 科目、コース別の必修科目を含めれば 19
	科目のうち15科目を専任の教授・准教授が担当しています。
②施設・設備	前述の通り、専任教員研究室として共同研究室のみを設置し
(教員の研究環境の整備)	ていたところ、全員に専用席を付与した個別研究室を設置す
	るなど一定の対策を講じています。
③財務	2009 (平成 21) 年度の専門職大学院認証評価で指摘を受け
(自治体との協定)	た会計監査の実施方法について、本評価の受審時にも自治体
	との協議が継続中であったことによる指摘でした。
	前述の通り、2010(平成 22)年度決算分より毎年、協定書
	に基づいて監査法人による監査を実施しています。

経営系専門職大学院認証評価(公益財団法人大学基準協会) 2014(平成 26)年度受審

勧告事項	対応状況
①単位認定	論文指導科目の中で、文献調査等のため必ずしも履修者全員
(一部科目での授業時間	が授業開始から終了まで 90 分間教室内に在室していない場
不足、シラバス内容との相	合があり、シラバスの記述に沿っていない点があったことに
違)	対する指摘です。
	次年度より、個々の学生への指導が重要となるという科目特
	性を考慮した上でシラバスを改訂し、90 分間の授業時間を
	確保するよう改善策を講じています。

②教員組織

(教員組織の再編不十分、 授業・学務負担の不均衡) 1 点目は、2009 (平成 21) 年度認証評価での指摘対象となった高齢 (70歳代以上) の専任教員が、2014 (平成 26) 年度に兼任教員として授業担当を継続していたことに対する指摘です。なお、同年度の兼任教員全 15 名のうち、該当する教員は 4 名でした。

2017 (平成 29) 年 5 月時点で、兼任教員全 17 名のうち該 当する教員は 2 名のみであり、実質的な教員組織の再編が進 んでいます。

2点目の、専任教員の担当授業時間数や学務負担等に不均衡があり、担当授業時間数の少ない一部教員には専任としての実態があると認められないとの指摘については、実務家教員が多いという本学の特性を踏まえて可能な限り平準化を行っており、2017(平成29)年度時点では、授業・学務共に著しく担当の少ない専任教員は在籍していません。

③入学者選抜 (判定基準の不備)

合否判定に関して例外的制度(点数の他に面接試験担当者の 所見を考慮して、入試委員会で協議した上で合否を決定する ことができる)を設けていたことに対し、入試の公平性を損 なうおそれがあるという指摘です。本制度については廃止す ると共に、全体的に判定基準の見直しを行いました。

以 上